

宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場  
並びに宝塚市立自転車等駐車場指定管理者募集要項

令和8年（2026年）6月

宝塚市都市安全部防犯交通安全課

宝塚市では、宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場（以下「駐車場」という。）並びに宝塚市立自転車等駐車場（以下「駐輪場」という。）について、地方自治法第244条の2第3項及び宝塚市立自転車等駐車場条例第17条第1項、宝塚市立武田尾駅前駐車場条例第16条第1項及び宝塚市立宝塚駅前駐車場条例第13条第1項に基づき公募によるものとし、指定管理者を以下の要領で募集します。

本件施設は宝塚市内の12駅周辺に駐輪場20箇所、駐車場2箇所の整備を行い、主に「市民の利便性の向上」と「良好な環境の確保（駐車秩序の確立）」を目的として設置・管理されています。

宝塚市立自転車等駐車場条例に基づき、自転車等を利用する市民の利便を図るため、本件施設を設置し、駅周辺などを利用する市民が、スムーズかつ快適に自転車や原付バイクを駐車できるようにすることが直接の目的です。また、宝塚市自転車等の駐車秩序に関する条例に基づき、駐輪場を適切に整備・配置することで、駅前や道路などの公共の場所に自転車が放置されるのを防ぎ、歩行者の安全や街の美観（良好な環境）を守ることも目的です。商業施設や公共施設など、人が多く集まる場所に適切に駐輪スペースを確保させ、周辺の混雑や混乱を防止します。

今回の募集にあたり、利用者サービス向上及び施設の持続的な維持・管理運営を行うべく、設置目的に向けた効果的な提案を期待します。

## 1 募集概要

### (1) 業務名

宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場  
指定管理者

### (2) 施設名

- ア 宝塚市立自転車等駐車場
- イ 宝塚市立武田尾駅前駐車場
- ウ 宝塚市立宝塚駅前駐車場

### (3) 施設の概要

駐輪場及び駐車場施設の概要は【資料1】施設の概要を参照してください。

### (4) 指定期間（予定）

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで  
※指定期間は宝塚市議会の議決をもって正式に決定します。

### (5) 管理運営の基本的な考え方

指定管理者は、駐輪場及び駐車場の管理運営に当たり、関係法令等を遵守するとともに、次に掲げる事項に沿って行わなければなりません。

- ア 施設の設定目的に基づき、管理運営を行うこと。
- イ 利用者の平等な利用を図ること。
- ウ 効果的かつ効率的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- エ 個人情報の適切な管理を行うこと。

### (6) 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務について、詳細は【資料2】業務の概要を参照してください。

- ア 駐輪場及び駐車場の管理運営に伴う業務

- イ 問い合わせ・苦情・要望等への対応
- ウ 建物・施設及び付属設備に係る維持管理業務
- エ 危機管理及び防犯・防災対策に関すること
- オ 業務の引き継ぎに関すること
- カ その他市長が必要と認める業務に関すること

(7) 業務の第三者への委託

指定管理者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。また、第三者に本業務の一部を委託し、又は請け負わせる場合は、事前に市による承諾が必要となります。

なお、第三者に委託する場合は、委託の相手先、委託の内容、委託の金額等について公表を行います。

詳細は【資料2】業務の概要を参照してください。

(8) シェアサイクル事業の実証実験への協力について

宝塚市では、市民等が手軽に利用でき、環境にもやさしい新たな移動手段の可能性を検討するため、産業振興、公共交通の機能の補完・代替に資する移動手段であるシェアサイクルについて、OpenStreet株式会社と連携し、令和8年度よりその有効性・課題を検証する実証実験を行っています。その中で各駐輪場内の空き区画の活用の可能性を模索しており、ついでには、シェアサイクル事業の普及促進を図る観点から、令和9年4月1日から令和13年3月31日までの4年間について、本市が進めるシェアサイクル事業の趣旨を踏まえ、普及促進に向けた取組を可能な範囲でご協力をお願いします。

なお、シェアサイクル事業に関する利用者対応やトラブル対応については、OpenStreet株式会社が行うものとし、指定管理業務に支障が生じる場合には、市およびOpenStreet株式会社と協議を行い、当該支障が解消されないと認められる場合には、駐輪場での実証実験を中止します。

2 指定管理者の体制

指定管理者の行う業務を適正に実施するために、次に掲げる適正な職員体制を組んでいただきます。

- (1) 施設管理には総括責任者を配置すること。
- (2) 施設管理に当たっては、利用に係る安全管理及びトラブルに対応できるような体制をとること。
- (3) 防火管理者など法律で定められた有資格者を配置すること。
- (4) 適宜、職員研修等を実施し、管理運営に必要な知識や技術の習得、向上に努めること。

3 新たに導入・提案していただきたい項目

今回の募集では利用者の利便性向上のため、以下の項目について提案してください。

(1) 機械式設備の導入及び更新

指定期間中に駐輪機器の導入及び更新を行い、省人化による効率的な管理運営を提案してください。

※リース等の導入形態は問いませんが、既存機器の撤去費用、設置費用及びランニングコスト等に係る費用は指定管理者の負担とします。

(2) キャッシュレス決済への対応

指定期間中に原則全ての駐輪場及び駐車場での支払い方法を現金に加え、キャッシュレス決済対応にしてください。

ただし、キャッシュレス決済に係る費用（機器・手数料など）については、指定管理者の負担とします。

※留意事項：令和9年4月から令和11年3月末（予定）まで、JR武田尾駅において、バリアフリー化工事に伴い既設の駐輪場は使用できません。上記期間は、駐車場内の一部に仮設駐輪場及び仮設管理事務所を設置し、管理・運営を行います。そのため、武田尾駅前自転車等駐車場及び駐車場においては、上記（1）（2）の提案から除くことを可とします。また、上記工事に伴い、武田尾駅前自転車等駐車場及び駐車場の管理運営については、市及び工事事業者と事前協議が必要となる場合があります。

#### 4 費用負担・経費について

##### （1）指定管理料（提案上限額）

施設の管理運営にかかる経費については、宝塚市が必要と認める管理運営経費に相当する金額を指定管理者に対し指定管理料として支払います。

指定管理料の額は下記の額を上限とし、5年間分の費用を算出し、消費税及び地方消費税を含めた金額を提案してください。

また各年度の指定管理料は宝塚市と指定管理者の候補者との間で予算の範囲内で別途協議し、年度協定書において定めます。

指定管理料（提案上限額） 1,298,505,000円/5年（税込）  
259,701,000円/1年あたりの平均値（税込）

指定管理料（管理運営費）に含まれるもの
---------------------

人件費、消耗品費、印刷製本費、修繕費、光熱水費、通信運搬費、保険料、機器設備費、キャッシュレス決済手数料、保守点検その他維持管理経費
--

※ 収支計画の総事業費については、上記（1）指定管理料の額を見込むこと。

（2）経費は、宝塚市が支払う会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、支払うものとし、支払いの時期、方法については、別途年度協定で定めます。

（3）経費は、指定を受けた団体が通常使用する口座とは別の口座で管理して下さい。

（4）駐輪場及び駐車場の使用料は、宝塚市の歳入として取り扱います。

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、指定管理者に駐輪場及び駐車場使用料の徴収事務を委託します。詳細については、別途、徴収事務委託契約で定めます。

#### 5 応募資格等

（1）応募資格（次の条件を満たす場合に限り、）

ア 指定期間中、駐輪場及び駐車場の管理運営を円滑かつ安定して実施できる法人その他の団体（以下「法人等」という。）とします。個人は、応募することはできません。

イ 法人等又は法人等の代表者が、次の項目に該当する場合は応募者となることはできません。

① 法律行為を行う能力を有しないもの

② 破産者で復権を得ないもの

③ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項の規定において準用する場

- 合を含む。)の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- ④ 募集の公告日において本市から指名停止処分を受けている者又は募集の公告日以降に本市から指名停止処分を受けた者
  - ⑤ 本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、2年を経過しない者
  - ⑥ 会社更生法、民事再生法等の規定による更生、再生手続き中の者
  - ⑦ 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者
  - ⑧ 労働基準監督署から是正勧告を受け、2年を経過しない者（是正勧告を受け、必要な措置の実施について、労働基準監督署に報告している者を除く。）
  - ⑨ 政治団体（政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体及びこれに類する団体）
  - ⑩ 宗教団体（宗教法人法第2条に規定する宗教団体及びこれに類する団体）
  - ⑪ 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納している者
  - ⑫ 宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場指定管理者選定委員会委員及び公募事務に関与した者、及び、これらの者と利害関係にある者

## (2) 応募条件

指定管理者に応募しようとするものは、地方自治法や関係法令の規定を遵守するとともに、次のア～ウのいずれの条件も満たすこと。

- ア 利用者の平等な利用を確保する能力を有すること。
- イ 管理運営を円滑かつ安定して実施できる能力を有すること。
- ウ 応募しようとするものは、指定管理者制度の趣旨である、施設の効用を發揮し、一体的・効率的な運営を行うため、駐車場を一括して運営できる者に限ります。

## (3) 留意事項

- ア 応募しようとするものは、申請書類の提出をもって本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。
- イ 駐輪場及び駐車場の運営のため、新たに法人等を設立する場合は、応募時に設立してなくても、その名称等を使用して申請できることとしますが、宝塚市議会における指定管理者の指定の議決までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出できるものとします。

## 6 応募の手続き

### (1) 参加表明書の提出について

本件公募参加にあたっては、期限内に参加表明書（様式第9号）を電子メールにて提出してください。参加表明書の提出がない場合、申請は受け付けできませんので、必ず期限内の提出及び電話での到着確認をしてください。

また、参加表明書提出後、参加を辞退する場合は辞退届（様式第8号）を提出してください。

#### ア 参加表明書受付期間

令和 8年 6月1日（月）から 6月 10日（水）までの午前9時から午後5時

#### イ 提出方法

電子メールにて提出。件名は下記のとおりとします。

◆件名：【参加表明書】企業名・団体名

◆電子メール：[m-takarazuka0034@city.takarazuka.lg.jp](mailto:m-takarazuka0034@city.takarazuka.lg.jp)

#### ウ 到着確認先及び確認時間

◆確認先：宝塚市 都市安全部 防犯交通安全課

◆電話：0797-77-2020

◆確認時間 土曜日・日曜日を除く午前9時から午後5時  
(正午から午後1時を除く)

(2) 提出書類

法人等の団体であって、指定管理者の指定を受けようとするもの（以下「応募者」という。）は、次に掲げる書類を提出してください。

No.	書類名	備考	様式
1	指定管理者指定申請書		様式第1号
2	指定管理者事業計画書	指定管理期間に属する各年度 (令和9年度～令和13年度)	様式第2号
3	指定管理者収支計画書	指定管理期間に属する各年度 (令和9年度～令和13年度)	様式第3号
4	組織図及び運営に関する事項を記載した、法人等の概要等の書類		任意
5	欠格事由に該当しない旨の誓約書		様式第4号
6	法人等の財産目録又は貸借対照表※	直近3年間分。ただし、申請年度に設立された法人等を除く。	任意
7	法人等の事業計画書及び収支予算書※	令和8年度	任意
8	定款又は寄附行為及び登記事項証明書※		任意
9	役員名簿※ (就任年月日が記載されているもの)		任意
10	法人にあつては、未納の税額がないことを証する書類(国税・地方税とも)	直近3年間分。非課税の場合は、それに代わる書類。	証明書
11	共同事業体の代表団体及び構成団体を記載した資料	指定申請書兼委任状 (共同事業体用)	様式第5号
12	共同事業体間における管理業務の分担を定めた協定書		様式第6号

※印の事項について、法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類とする。

(3) 提出部数

上記（２）提出書類は正本1部及び副本10部

**※副本は複写可能とし、全てA4サイズに調製してください。**

（３）提出受付期間

令和 8年 6月1日（月）から 6月 30日（火）までの午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）までとします。

（４）提出方法

宝塚市役所都市安全部防犯交通安全課（市役所3階）まで持参してください。

（５）提出書類の著作権、情報公開

ア 応募者が提出した書類（以下「申請書類」という。）の著作権は、応募者に帰属します。ただし、宝塚市は指定管理者の公表等必要な場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。また、申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

イ 申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります（ただし、個人情報にかかる部分は除く。）。

ウ 申請内容に特許権、商標権、その他法令に基づいて保護される第三者の権利を用いる事項があり、これらを用いた結果生じる責任は全て応募者が負うものとします。

（６）応募に当たっての留意事項

ア 提出期間終了後の申請書類の再提出及び差し替えは、原則として認めません。

イ 提出された書類の内容を変更することはできません。（ただし、軽微な修正を除きます）

ウ 応募者 1 法人等につき、申請は 1 回のみとします。また、複数の事業計画書を提出することはできません。

エ 書類審査前に、書類の不足・不備の補完、内容不明点の回答、また、必要に応じ追加資料の提出をお願いすることがあります。

オ 参加表明書及び申請書類提出後に申請を辞退する場合は、辞退届（様式第8号）を提出してください。

（７）申請書等の配布

ア 配布期間 令和8年6月1日（月）から6月30日（火）まで

イ 配布場所 市ホームページよりダウンロードしてください。

7 質問事項

質問がある場合は、質問書（様式第7号）を電子メールで、令和8年6月1日（月）午前9時から6月16日（火）午後5時までに宝塚市都市安全部防犯交通安全課に提出してください。

件名は、右記のとおりとします。

◆件名：【質問書】企業名・団体名

◆電子メール：[m-takarazuka0034@city.takarazuka.lg.jp](mailto:m-takarazuka0034@city.takarazuka.lg.jp)

8 指定管理者選定の方法及び基準

（１）選定方法

ア 宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において書類審査及びプレゼンテーションによる審査により、総合的に評価し選定します。

なお、指定管理候補者として選定する団体の最低基準点は審査表合計得点の60%とします。

したがって、申請団体が1社である場合又は申請団体の中で最高得点の団体である場合であっても、選定委員会の評価点が最低基準点に満たないときには、指定管理候補者として選定されない場合があります。

イ 選定委員会において、次の選定基準に基づき行います。

ウ 選定基準

選定委員会は宝塚市立自転車等駐車場条例第17条第3項及び宝塚市立武田尾駅前駐車場条例第16条第3項、宝塚市立宝塚駅前駐車場条例第13条第3項に規定する次の基準等を基本に、別に定める選定基準に基づき公平かつ適正に審査し選定します。

- ① 駐輪場及び駐車場の設置目的が達成されるものであること。
- ② 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。
- ③ 事業計画等の内容が駐輪場及び駐車場の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 駐輪場及び駐車場の管理を安定して行う能力を有していること。
- ⑤ 総合的視点等

エ 審査の日程等詳細については、別途応募者にお知らせし、審査当日にプレゼンテーションを行っていただきます。

(2) 選定結果

選定結果につきましては、応募者に文書で通知します。

(3) 選定対象の除外

応募者が次の要件に該当する場合は、選定対象から除外します。

- ア 申請書類提出期間に所定の書類が整わなかった場合
- イ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ウ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- エ この選定方法に違反し又は著しく逸脱した場合
- オ その他不正な行為があった場合

9 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、宝塚市議会の議決が必要です。上記8で選定した候補者を指定管理者に指定する議案を議会に提出し、議決されれば、市長が指定管理者の候補者に対して指定の可否の通知を行うとともに、その旨を告示します。

(2) 協定の締結

宝塚市と指定管理者は、業務の内容及び管理の基準に関する細目的事項等について、申請時に提出した事業計画に基づいて協議の上、協定を締結します。

なお、協定は「基本協定」と「年度協定」を締結します。

ア 基本協定

指定期間を通しての基本的事項に関する協定です。

イ 年度協定

年度ごとの業務に係る事項を定める協定です。

(3) 協定の主な内容

ア 基本協定

- ① 業務に関する基本的な事項
- ② 宝塚市が支払うべき管理経費に関する基本的な事項
- ③ 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- ④ 事業報告・業務報告に関する事項
- ⑤ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑥ 指定期間に関する事項
- ⑦ リスクの管理・責任分担に関する事項
- ⑧ その他

イ 年度協定

- ① 当該年度の業務内容に関する事項
- ② 当該年度に宝塚市が支払うべき管理運営費（指定管理料）に関する事項
- ③ その他

(4) その他

ア 協定で定めた事項については、基本的に改定は行いません。ただし、特別の事情があるときは、協議の上、協定の改定をすることができるものとします。

イ 協定締結後、指定管理者は、令和9年4月1日から管理運営業務が行えるよう諸準備を進めてください。

1 0 事業開始前に管理の実施が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補者として選定された者が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者の候補者としての決定を取り消すこととします。

ア 宝塚市議会において指定にかかる議案が否決されたとき

イ 指定管理者等が倒産し、もしくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき

ウ 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき

エ 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき

オ 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき

カ この募集要項に定める応募資格を失ったとき又は応募資格のないことが判明したとき

キ その他指定管理者に指定することが不可能となったとき又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき

1 1 指定期間満了前の取消しに関する事項

(1) 宝塚市による指定の取消し

宝塚市は、次の事項のいずれかに該当すると認める場合は、指定期間満了前に指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとします。

ア 指定管理者が業務に際し不正行為を行ったとき

イ 指定管理者が宝塚市に対し虚偽の報告を行い、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき

ウ 指定管理者が協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき

エ 自らの責めに帰すべき事由により、指定管理者から協定締結の解除の申出があったとき

オ 指定管理者が次の事項のいずれかに該当するとき

(ア) 宝塚市が定める申請資格を失ったとき、又は申請資格がないことが判明したとき

(イ) 資金事情の悪化等により、業務の遂行が確実にないと認められるとき

カ その他宝塚市が必要と認めるとき

(2) 指定管理者による指定の取消しの申し出

指定管理者は、次の事項のいずれかに該当すると認める場合は、宝塚市に対し指定期間満了前に指定の取消しを申し出ることができます。この場合、宝塚市は、指定管理者との協議を経てその措置を決定するものとします。

ア 宝塚市が協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき

イ 宝塚市が任意に指定の取消しを行ったとき

ウ 宝塚市の責めに帰すべき事由により、指定管理者が損害又は損失を被ったとき

エ その他指定管理者が必要と認めるとき

(3) 不可抗力による指定の取消し

宝塚市又は指定管理者は、不可抗力により、業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとします。協議の結果、やむを得ないと判断された場合、宝塚市は指定の取消しを行うものとします。

(4) 指定期間満了前の取消し時の措置に関する事項

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定期間満了前に指定の取消しが行われた場合は、宝塚市に生じた損害は、指定管理者が賠償することとします。

イ 指定管理者は、指定期間満了前の指定の取消しが行われた場合、その事由の如何を問わず、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、駐車場の業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとします。

1 2 モニタリング及び実績評価

宝塚市は、指定期間中にモニタリング及び実績評価を実施します。なお、実績評価の実施に当たり、外部委員会を設置する場合があります。詳細は、別紙業務の概要のとおりです。

1 3 その他

(1) 応募等に係る経費

指定管理者の応募から、業務の開始（令和9年4月1日）までの間にかかる必要経費は、応募者が負担することとします。

(2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置

宝塚市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。ただし、協議が定まらない場合は、宝塚市が決定するものとします。

1 4 問い合わせ先

〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号  
宝塚市都市安全部防犯交通安全課  
電話 0797-77-2020 FAX 0797-71-3336  
電子メール m-takarazuka0034@city.takarazuka.lg.jp